



☆福祉係からの

町では、高齢者（70歳以上の方）のみなさんの生活圏の拡大と福祉の向上を図ることを目的として滝上町内で利用するためのバス・ハイヤー券を交付しています。

平成20年4月から3年間、高齢者のみなさんに、もっと元気で活動的な生活を送っていただくために交付枚数や対象地区の拡充を実施することとしました。

申請の仕方等については、下記の説明をご覧ください。

《バス券の交付枚数の拡充について》

バス券の交付枚数が月3回分から月6回分に増えます。



*** 手続き方法は次のとおりです ***

現在、バス券を交付されている方

特に手続きをする必要はありません。
自動的に4月から月6回分の券が交付されます。

今まで申請していなかった方

新たに交付を受けようとする方は、
役場福祉係に申請用紙がありますので、
印鑑持参の上、手続きをしてください
(交付は、申請の翌月からです)。



《ハイヤー券の該当地区及び濁川地区の枚数の拡充について》

市街地区にお住まいの方もハイヤー券の交付対象となりました。

☆交付枚数☆

* 新たに対象となった地区（旭町・栄町・元町・幸町・滝美町・あけぼの町）

～ハイヤー基本料金相当額を月1回分

* 従来からの対象地区（幸町・滝美町・あけぼの町で役場から2km以上離れている方も含む）

～ハイヤー基本料金相当額を月2回分

*** 手続き方法は次のとおりです ***

現在、ハイヤー券を交付されている方

特に手続きをする必要はありません。
濁川地区の方は、現在の月1回分から
2回分の券が交付となります。

今まで申請していなかった方

新たに交付を受けようとする方は、
役場福祉係に申請用紙がありますので、
印鑑持参の上、手続きをしてください
(交付は、申請の翌月からです)。

今回新たに該当地区になった方

役場から申請書が送られていますので、
記入押印をして、福祉係に提出してく
ださい (交付は、申請の翌月からです)。

※交付された券は、申請者本人以外は使用できません。



大切なお知らせ☆

大切なお知らせです！
よく読んでください。

平成20年4月1日以降の児童扶養手当について

児童扶養手当については、平成14年の法律改正により、離婚等による生活の激変を緩和し、母子家庭の自立を促進するという目的で見直され、平成20年4月から、手当を受けてから5年以上を経過した方については、その一部を支給停止することとされています。

ただし、受給資格者の方が就労している場合や求職活動をしている場合、または障害の状態にある場合などは、一部支給停止措置が適用されることはありません。対象者のみなさまへは、5年を経過する月などの2カ月ほど前に「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を送付しますので、定められた期限までに必ず必要な手続きをしてください。

一部支給停止の対象となるのは、次のいずれか早い時期を迎える受給資格者（母に限る）です。

- ① 支給開始の月の初日から起算して5年
（平成15年4月1日に受給していた方は、平成15年4月1日から起算して5年）
- ② 手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年
（平成15年4月1日に支給要件に該当していた方は、平成15年4月1日から起算して7年）

※ただし、認定請求（額改定請求を含む）をした日に3歳未満の児童を監護する場合は、その児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときが対象となります。

次の1から5に該当するときは、一部支給停止が適用されません。それぞれに記載する書類がありますので、役場から書類が送られてきましたら、よく確認して提出してください。

- 1 就業している場合
- 2 求職活動その他自立を図るための活動をしている場合
- 3 障害の状態にある場合
（障害基礎年金1級又は2級を受給できる程度の状態の場合）
- 4 疾病・負傷又は要介護状態にある場合
- 5 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護の状態にあることなどにより、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合

～対象者の方には、必ず事前に書類が送付されます。～
期日までに提出されないと、一部支給停止となる可能性がありますので、必ず期日までに提出してください。

◇ 問い合わせ先 役場 保健福祉課福祉係 ☎29-2111（内39・40）

